

令和8年第3回香芝市教育委員会会議（3月定例会）会議録

日時 令和8年3月26日（木）
午前10時30分から
場所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉
委 員 （教育長職務代理者） 關野 英明
委 員 中尾 茜
委 員 青木 恒夫
委 員 田中 圭子

〔事務局〕

教育部長 井原 佳昭
教育部次長（学校教育課長事務取扱） 陀安 龍也
教育部次長（子ども家庭部次長兼務） 大西 雄介
教育総務課長 木原 健次
学校支援室長 松林 和美
保健給食課長 青木 雄樹
文化財課長 下大迫 幹洋
市民図書館長 大橋 典子
保育幼稚園課長 皆見 優美子

〔欠席者〕

生涯学習課長 松田 陽介

〔書記〕

教育総務課主幹 三富 健幸

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣告

教育長 令和8年第3回香芝市教育委員会会議3月定例会の招集を行ったところ、委員各位には、公私何かと御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。本会議が円滑に運営できますよう、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、出席者が定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回香芝市教育委員会会議3月定例会を開会いたします。
委員並びに事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにしてください。
また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により、写真録音等が禁止されておりますので、よろしくお願いいたします。

日程3 会議録署名委員の指名

教育長

日程に従いまして、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、香芝市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、田中委員、青木委員にお願いしたいと思います。

日程4 前回会議の確認

教育長

日程に従いまして、前回の会議の内容を確認いたします。令和8年第2回香芝市教育委員会会議2月定例会の議事といたしまして、次の5議案についてお諮りし、原案可決いただきました。

(1)香芝市学校施設等整備計画の一部改正について、予算書に学校施設等整備計画に関連する予算を計上していることから、当該計画を改定いたしましたので、その説明を行いました。

(2)教育財産の取得に係る申出について、予算執行に伴うもののうち、教育委員会が管理する財産となるものについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項に基づき、あらかじめ教育委員会から市長に対して申出を行う必要があることから、その説明を行いました。

(3)香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について、令和8年3月香芝市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条第1項に基づき、意見の聴取を行いました。

(4)香芝市立学校施設使用条例施行規則の改正について。

(5)香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定について。

また、以下の内容について御意見をいただきました。

(1)香芝市地域クラブ設置要綱の制定について。

(2)令和8年度香芝市学校教育の指導の重点について。

以上でございます。

それでは、次の日程に進みたいと思います。

日程5 教育長の報告

教育長

それでは日程に従いまして、諸報告として私から動静報告をいたします。

2月25日（水）、ニコニコあいさつの日。この日は五位堂小学校及び五位堂幼稚園に行かせていただきました。同じくその日に、弓達文庫贈呈式が行われました。以前にもお話ししましたように、30数年前、弓達先生が真美ヶ丘東小学校にお勤めでございました。初任の先生でした。ある日事故に遭われ、お亡くなりになりました。十七回忌の日には本をいただいております。また、この日にはたくさんの本を並べるラックも含めまして約100万円の御寄附をいただいております。子どもたち、また、関係するPTA会長、そして図書館ボランティアの方にも来ていただきまして、贈呈式を行いました。

2月26日（木）、教職員の人事打ち合わせということで、奈良県教育研究所にまいりました。

3月1日（日）、令和7年度香芝市スポーツ少年団退団式。これで6年生は退団しますけれども、今後も競技を続けてくれるかなという気持ちで御話をさせていただきました。

3月2日（月）は香芝市定例校長会がございました。

3月3日（火）からは第2回香芝市議会定例会本会議が始まっております。

3月4日（水）、教育部会。市の部長会を受けて教育部会で意見調整しております。

3月5日（木）、第2回香芝市議会定例会、総務建設委員会。

3月6日（金）、第2回香芝市議会定例会、福祉教育委員会。

3月7日（土）、第21回市町村対抗子ども駅伝が開催されました。今年度は、昨年度よりだいぶ順位を上げて3位でございました。特に、今年度中心になった児童は5年生でしたので、来年度は更に期待できるかなということを思っております。

3月9日（月）、香芝市定例教頭会がございました。

3月10日（火）、第2回香芝市議会定例会、予算特別委員会がございました。この日の午後2時半から教職員の人事内示手交式がございました。令和7年度は退職者が8名、それから市内配置転換が16名、市外から来られる先生が16名、またそれ以外に初任の先生にも来ていただいております。

3月11日（水）、第2回香芝市議会定例会の予算特別委員会がございました。

3月12日（木）、令和7年度の香芝市立中学校の卒業証書授与式がございました。私は香芝西中学校の卒業証書授与式に参加いたしましたが、どの中学校も大変すばらしい卒業証書授与式であったという報告を聞いております。

3月16日（月）と17日（火）は第2回香芝市議会定例会の代表質問・一般質問がございました。

3月18日（水）、ランドセルカバーの贈呈式がございました。その日の夕方、地域クラブ「ヴィオーレ香芝」の全体会ということで、香芝市地域クラブ活動の指導員に登録していただいている方々が約100名近くおりますが、そのうち約60名の方々が参加され、質疑応答がございました。

3月19日（木）、令和7年度の香芝市立小学校の卒業証書授与式がございました。私は真美ヶ丘西小学校の卒業証書授与式に参加いたしました。こちらの校長は最後でございまして、なかなかいい卒業証書授与式でございました。感動して帰ってきました。

3月23日（月）、第2回香芝市議会定例会本会議最終日でございました。

3月24日（火）、令和7年度第3回香芝市社会教育委員会会議が開催されました。

3月25日（水）、香芝高校の校長先生、教頭先生が来庁されて、これからの繋がりとかそういう話もさせていただきました。

3月26日（木）、今日の午後ですけれども、第2回香芝市史編さん委員会を開催します。以上でございます。

教育長

諸報告は、以上です。

ただ今の説明に対しまして、御質問等はございませんか。

青木委員。

青木委員

年度末ということもありまして、各学校におかれましては総括の時期に入っているいろいろなことが出てきたように思います。各学校におきまして特筆すべきこと、また大きな課題等がありましたら教えていただきたいと思います。また香芝市議会の中で教育委員会関係について出たことにつきまして、何かありましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長

学校支援室長。

学校支援室長

課題と申しますか、次年度以降もこの取組を強化していただけたらいいなと思う件がございます。今年度の卒業式に当たりまして、大変に学校では熱心に取り組んでいただいて、普段学校に来られない子どもたちが卒業式の日には式に参加することができました。または学校で温かい心遣いで、式場をそのまま残してくださって、式が終わってから、みんなが帰った後に改め

てお昼から式を開催するというような取組をしていただいているということも聞きました。新しいステップに向けて、そういう取組を学校でしていただいたということについては、大きなことであると思っております。

学校支援室といたしましては、次年度は中学校にスクールカウンセラーを配置する時間を増加いたします。中学校では不登校生徒が増加しているということもございますから、それに対する対応でございます。次年度以降も、学校と協力をして、不登校問題の解決に向けて尽力してまいりたいと思っております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。特に不登校対応については、今年度の大きな課題として、各学校の校長先生自身が家庭訪問をしていただきましたので、良い形で卒業式を迎えるということができました。小学校の方でも全員が参加したという学校も聞いております。以上でございます。

教育長 ほかに御意見等がございましたらよろしく願いいたします。

教育部長 議会については、「その他」のところで報告をさせていただきます。よろしく願います。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 質問等がないようですので、次の日程に進みたいと思います。

教育長 次の日程の議事に入る前に、本日、追加議案として、「香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について」、「香芝市学校運営協議会規則の一部改正について」、「香芝市就学指導委員会規則の一部改正について」、「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」及び「香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）の策定について」が提出されております。

本議案を日程に追加し、審議することに御異議ございませんか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、これらの議案を追加し、審議することといたします。それでは議事に入らせていただきます。

日程 6 議事

議案（1） 議第6号「学校教育法施行細則の一部改正について」

教育長 議案（1）議第6号「学校教育法施行細則の一部改正について」事務局より説明をお願いします。
陀安教育部次長。

陀安教育部次長 議第6号「学校教育法施行細則の一部改正について」の提案理由を申し上げます。議案の1ページ、参考資料の1ページを御覧ください。

本案は、自治体情報システムの全国的な標準化に伴いまして、新システムから出力される帳票が従来の様式から変更されたことを受け、細則の一部様式を改正するものでございます。

また、用字用語において不明確な点がある部分について、同時に改正を行

います。

何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問等はございますか。
中尾委員。

中尾委員 参考資料の５ページの改正案のところで、第１３条「就学義務の猶予又は免除の認可申請手続」について、決定したときは、第９号様式により保護者に通知するというのが大きいのかなと思ったんです。この第９号様式というのは、同じ参考資料の２６ページ、２７ページで、改正案と現行を比較したときに、現行では様式名がなかったところに新たに番号が振られたのかなという認識で受けとめているんですけども、それで問題ないでしょうか。

教育長 陀安教育部次長。

陀安教育部次長 はい、中尾委員のおっしゃるとおりです。
それから少し細かいところにはなりますけれども、参考資料２６ページの薄い網掛け書きのところ、これはほかの様式も同じですけれども、「記」に対して「以上」がなかったものについて追記したという内容であります。

中尾委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。
青木委員。

青木委員 ささいなことかもしれないんですが、少しわからないことを教えていただきたいと思います。
香芝市教育委員会宛に出す文書から「様」を取っていただいたことは、私もその方がいいのではないかと思います。１０ページ、１１ページの改正案と現行を見ますと、現行では「〇〇学校長」、そして「氏名」が書かれております。改正案では、「学校長」ということだけが書かれているわけですが、もちろん学校名も記されるわけですね。

教育長 陀安教育部次長。

陀安教育部次長 「学校長」の前に学校名、後には氏名が入るという、その点では変わっておりません。表示の仕方が変わっただけでございます。

教育長 關野委員。

關野委員 主体や実務がはっきりしていて、わかりやすくなったなと感じました。
少し気になったところは、参考資料の２４ページ、２５ページに第８号様式の現行と改正案がありますが、現行では住所の前に「保護者」があつて、改正案のところに「保護者」がありませんが、なぜこの「保護者」を削除されたのでしょうか。４番目のところに「保護者との続柄」とありますので。ここの「保護者」はどこを指しているのかというのが気になりました。以上です。

教育長 陀安教育部次長。

陀安教育部次長　御指摘ありがとうございます。現行では右上のところに「保護者」という部分が入っているんですけども、確かに改正案では抜けております。ただ、この申請者が保護者であるという理解には変わりはありません。この対象となる児童生徒に対して、その保護者との続柄という形での表示ということになりますので、中身的には現行と変更がないということで御理解いただければと思います。

關野委員　そうすると、ここで住所、氏名、電話番号を書いている人は、保護者であるという前提になるんですか。ここに「保護者」とないのに、４番目の「保護者との続柄」というんで、文章的に変な感じがしました。

教育長　暫時休憩します。

（午前１０時５７分　休憩開始）

（午前１０時５８分　休憩終了）

教育長　休憩を解いて再開いたします。

教育長　陀安教育部次長。

陀安教育部次長　お時間いただきましてありがとうございます。参考資料の５ページを御覧いただけますか。改正案の第１３条「施行規則第３４条の規定により、保護者が学齢児童生徒の就学義務の猶予又は免除を受けようとするときは」ということになりますので、申請者イコール保護者という理解の下で、この様式については保護者という表記が削除されております。

教育長　關野委員。

關野委員　申請者が保護者ということを明示されていますので、だからそれはもう保護者であるということで、わかりました。

教育長　ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長　本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員　〔「異議なし」との声あり〕

教育長　御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

議案（２）　議第７号「香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について」

教育長　続きまして、議案（２）議第７号「香芝市学校給食費徴収規則の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。
保健給食課長。

保健給食課長　ただ今上程されました、議第７号「香芝市学校給食費徴収規則の一部を改正することについて」につき提案理由を申し上げます。
議案の１５ページ及び参考資料の３４ページを御覧ください。
本案は、子育て世代の家計負担の軽減及び全ての児童生徒が等しく安心して学べる教育環境を整えることを目的に、令和８年度におきまして香芝市立

小中学校の給食の完全無償化が実施されること、及び香芝市立幼稚園において令和7年度と同額の給食費の補助が実施されることにより、給食費の保護者負担額が変更となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定に基づき、本規則の一部を改正することにつき議決を求めるものでございます。

主な改正の内容といたしましては、規則中の附則におきまして、幼稚園の学校給食費の額の特例として、「幼稚園の学校給食費の額は第3条第1項第1号の規定にかかわらず、当分の間、月額2,900円とする。」旨、及び令和8年4月分以後の小学校及び中学校の学校給食費の額の特例として、「令和8年4月分以後の小学校及び中学校の学校給食費の額は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、0円とする。ただし、生活保護法第13条の教育扶助のうち、学校給食費に係るものの支給を受けている保護者が負担する小学校の学校給食費の額については、別に定める。」旨の規定をそれぞれ追加するものでございます。

本規則の改正に当たりましては、令和8年3月第2回香芝市議会定例会において、令和8年度香芝市一般会計予算案を提出し、原案どおり可決いただいております。本規則の施行日は令和8年4月1日でございます。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。
青木委員。

青木委員 規則の改正についてはよくわかりました。ただ、資料の中の41ページ、42ページに学校給食減額申請書の改正案と現行が載っておりますが、この違いがよくわからなくて、教えていただけたらと思っています。また43ページと44ページの学校給食等停止・再開報告書についても違いがわかりにくかったんですが、教えていただけますでしょうか。

教育長 保健給食課長。

保健給食課長 様式については変更しておりませんので、改正前、改正後、そのままでございます。

教育長 よろしいですか。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。
關野委員。

關野委員 学校給食費の改定案の附則の第6項に「令和8年4月分以後の小学校及び中学校の学校給食費の額は、第3条の規定にかかわらず、当分の間、0円とする。」と書いてありますが、変更して0円とするというのはどうも腑に落ちないんです。先ほどの説明の中にもあったと思うんですけども、すみませんがもう一度説明していただけますか。

教育長 保健給食課長。

保健給食課長 まず給食費の変更から説明差し上げますと、変更につきましては、令和7年に4,500円から5,500円に変更してございます。
ただし、この規則は、保護者負担額を定める規則でございますので、変更に伴いまして増額したのも全て市が補助、令和7年もしてございまして、保

護者の負担額は据え置きでございましたので、昨年度はこの金額の部分については改定してございません。

ただし、令和８年度以降、国のほうで抜本的な学校給食の負担軽減が実施されることになりまして、もともとの保護者の負担額が変わりますことから、この負担額の変更に至ったということでございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。

關野委員 はい、何となくわかりましたが、「当分の間、０円とする。」とありますけれども、政府やいろいろなことで、「当分の間」というのは曖昧な表現ですよね。これは数か月だったり、数年だったりとか、あるんですけれども、それは政府の事情によって変わってくると、そういうふうを考えていいですか。

教育長 保健給食課長。

保健給食課長 本事業は子育て支援施策として継続的に実施する考えでございまして、国や県の動向に注視しつつ、財政状況を見極めながら、安定的な制度運用に努めていきたいと考えてございます。以上です。

關野委員 わかりました。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

議案（３） 議第８号「令和８年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について」

教育長 続きまして、議案（３）議第８号「令和８年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について」事務局より説明をお願いいたします。
保健給食課長。

保健給食課長 ただ今上程されました、議第８号「令和８年度香芝市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の委嘱について」につき提案理由を申し上げます。

議案の１８ページ及び議案別紙の１ページを御覧ください。

本案は、学校保健安全法第２３条第１項、第２項及び第３項に基づき、別紙名簿記載の者に令和８年度の香芝市立小中学校及び幼稚園における内科医、歯科医及び薬剤師の職務を委嘱することについて議決を求めるものでございます。

なお、名簿に記載されております医師、歯科医師、薬剤師につきましては、香芝市医師会、香芝市歯科医師会、香芝市学校薬剤師会よりそれぞれ御推薦をいただいております。

何とぞ慎重に御審議いただきまして、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の説明に対しまして何か御意見、御質問等がございますか。

教育長 ただ今の説明の中で、それぞれの会から推薦をいただいた方に学校医、学校歯科医、学校薬剤師を委嘱すると保健給食課長のほうから説明いただきました。

教育長 御意見、御質問等はありませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

議案（４） 議第９号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について」

教育長 続きまして、議案（４）議第９号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について」事務局より説明をお願いします。
大西教育部次長。

大西教育部次長 ただ今上程されました、議第９号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱について」の提案理由を申し上げます。

議案書１９ページ及び議案別紙２ページを御覧いただければと思います。

本案は香芝市地域学校協働活動推進員につきまして、現推進員が令和８年３月３１日をもって任期満了となりますことから、社会教育法第９条の７によりまして、別紙のとおり１０名の推進員の委嘱につきまして、議決を求めるものでございます。

令和８年度の推進員につきましては、新任２名及び継続８名でございます。なお、三和小学校区、二上小学校区及び香芝東中学校区におきましては、現状未定となっております。

何とぞ慎重に御審議をいただき、原案可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

教育長 ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問等がございますか。
青木委員。

青木委員 地域学校協働活動推進員が少し増えてきたという感じで、今まで空白だったところにも入っていただいたようで大変有り難いと思っています。

新任の方も今回２人おられます。また、ＰＴＡの役員さんが非常に目立っているように思います。地域学校協働活動推進員も守秘義務がございますし、また学校の職員室に出入りするようなこともございますので、その辺りは気を配っていただけたらと思っております。

また新任の方だけではなく、今まで何年もされている方もこの中にはおられますけれども、常に新しい情報を身につけることができるような、またスキルアップできるような研修を是非ともお願いしたいです。といいますのが、奈良県でも年に何回か研修会を行っていただいているんですけれども、一番新しい事柄がどうも伝わっていないように思います。最新の情報を身につけていただく、聞いていただくということが大切じゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

教育長 ありがとうございます。研修について御意見をいただきました。是非とも検討いただきたいと思います。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。
中尾委員。

中尾委員 今回新たに2名の方が増えられたということですが、ホームページでも募集をかけられていたかと思いますが、この方々は応募によって決まったのでしょうか。

教育長 大西教育部次長。

大西教育部次長 今、どういう手法でというところは申し上げられませんが、今回2名の方に新たに入っていただきました地域学校協働活動推進員におかれましては、先ほど青木委員からおっしゃっていただいたように、PTA会長の御経験がある方、地域の学校運営協議会の会長や役員を務めていただいているというところから、この活動について御理解いただいている方なのかなと考えております。以上でございます。

教育長 中尾委員。

中尾委員 人を確保するというのがなかなか難しいと思いましたので質問をさせていただきました。ありがとうございます。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

議案（５） 議第１０号「令和８年度学校産業医の委嘱について」

教育長 続きまして議案（５）議第１０号「令和８年度学校産業医の委嘱について」事務局より説明をお願いします。
教育総務課長。

教育総務課長 それでは、議第１０号「令和８年度学校産業医の委嘱について」提案理由を申し上げます。

議案２０ページ、議案別紙３ページを御覧ください。

本案は、労働安全衛生法第１３条の規定により、令和８年度学校産業医を選任し、委嘱するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第２項第４号の規定によりお諮りするものでございます。

令和８年度は下田小学校及び香芝中学校の労働者が５０名以上となり、産業医を選任する対象校となる予定でございます。

何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

田中委員。

田中委員 御説明ありがとうございました。50名以上の職員がいるところで産業医を委嘱されるというところで、それ以外の学校でストレスチェック等を実施なさって、教職員の方の心身に何かしら相談することがあるのならば、どのようなお医者さんの方に御紹介をなさるのかというところを伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 学校には学校医もいらっしゃると思いますので、そちらに一旦御相談いただけたらと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

議案（6） 議第11号「令和8年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事について」

議案（7） 諮第2号「令和8年度認定こども園職員の人事について」

追加議案（1） 議第12号「香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について」

教育長 議案（6）議第11号「令和8年度香芝市教育委員会事務局職員、幼稚園教職員及び用務員の人事について」、議案（7）諮第2号「令和8年度認定こども園職員の人事について」及び追加議案（1）議第12号「香芝市史編さん委員会委員の解任及び任命について」は人事に関する議案ですので、秘密会として審議したいと思いますが、御異議ないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、議案の審議は秘密会とさせていただきます。傍聴人の方は退場していただきますようお願いいたします。

教育長 暫時休憩します。

（非公開部分）

教育長 休憩を解き、再開いたします。

追加議案（2） 議第13号「香芝市学校運営協議会規則の一部改正について」

教育長 続きまして、追加議案（2）議第13号「香芝市学校運営協議会規則の一部改正について」事務局より説明をお願いします。
学校支援室長。

学校支援室長 それでは、議第 13 号「香芝市学校運営協議会規則の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
 追加議案 2 ページ、3 ページ、追加議案参考資料 1 ページから 7 ページを御覧ください。
 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 第 4 項の改正により、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関することが追加されたことを受けて、用字用語の整理とともに改正するものです。
 また、併せて、同法第 47 条の 5 第 4 項において規定されている事項と同一の事項について、本規則第 4 条第 1 項に各号列記として規定することは、法と同じ内容を重ねて規定しているように読めることから、同法第 47 条の 5 第 4 項の規定中にいう「その他教育委員会規則で定める事項」に限定して列挙するよう、本規則第 4 条第 1 項を改正するものです。
 一方、これまで学校長は「施設管理及び施設設備等の整備に関すること。」について、学校運営協議会の承認を得るものとして記載がありましたが、施設整備については、学校長ではなく、教育委員会の権限で行うものであり、他市の事例を見ても、それを規定している自治体は大和高田市や葛城市などの少数であったことから、この事項については見直し、そのほか、他市の多くが「学校経営計画に関する事項」を規定することから、本改正で新たに規定することとしました。
 何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。
 青木委員。

青木委員 文言だけでなく、非常にわかりやすく整理していただけたかなと思います。
 「香芝市立学校の校長（香芝市立幼稚園の園長を含む。）」ということで、将来的に幼稚園の学校運営協議会というのを視野に、入れているのかどうかを伺いたいと思います。といいますのが、今、全国的に幼稚園の学校運営協議会が増えてきているようですが、いかがでしょうか。

教育長 暫時休憩します。

（午前 11 時 33 分 休憩開始）
 （午前 11 時 35 分 休憩終了）

教育長 休憩を解いて再開いたします。

教育長 保育幼稚園課長。

保育幼稚園課長 お時間をいただきましてありがとうございます。幼稚園では評価委員がおられて、幼稚園の運営をいただいているというところがあるんですけれども、この運営協議会という立ち位置で実施ができているかということを確認させていただきまして、規則に基づいて検討を進めさせていただけたらと思います。

教育長 よろしいでしょうか。

青木委員 今すぐ幼稚園に学校運営協議会を設けたらどうかという話ではなく、将来余地を残しておくという部分では大切なことかなと思っています。
今、幼稚園の園長や保育所の所長が小学校の学校運営協議会に入っているかと思います。それを、今の評価委員を学校運営協議会のようにしていきたいというようなことが出てきた場合に、その余地があればいいと思っていて、本当にこれから先の話ですので、どうなっていくかわかりませんが、そういったことも大切かなと思って発言させていただきました。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

追加議案（３） 議第１４号「香芝市就学指導委員会規則の一部改正について」

続きまして、追加議案（３）議第１４号「香芝市就学指導委員会規則の一部改正について」事務局より説明をお願いいたします。
学校支援室長。

学校支援室長 それでは、議第１４号「香芝市就学指導委員会規則の一部改正について」の提案理由を申し上げます。
追加議案４ページ、５ページ、追加議案参考資料８ページから１０ページを御覧ください。
本案は、香芝市就学指導委員会の名称を香芝市教育支援委員会に変更するとともに、用字用語の整理を行うものでございます。
現在、本市には障害を有する児童生徒の就学に関する検討等を行う組織として「就学指導委員会」を設置しておりますが、文部科学省においても、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」へと名称を変更することが適当であるとされています。
本市におきましても、就学先の検討にとどまらず、就学前から就学後までの一貫した教育支援の充実を図る体制をより明確にするため、委員会の名称を「教育支援委員会」へと変更するものでございます。
何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。
青木委員。

青木委員 文部科学省が進めているということもありまして、「指導」から「支援」、「就学指導」から「教育支援」になっていくというのは非常に言葉的にもいいものだなと感じております。文言を整理して、改めていくというのは本当に大変ですが、大切なことだと思いますので、本当に有り難いことだなと思います。以上です。

教育長 ありがとうございます。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

關野委員。

關野委員 今の青木委員とほぼ一緒ですけれども、やはり「教育支援委員会」という名称は本当にいいですね。私も何人か支援を必要とする子どもたちを過去何年間扱っていますけれども、やっぱり入るだけではなく、その後どのようになっていくか、そしてどのように社会へ出ていくように支援するかということも考えていく必要があると思います。だから、本当に「香芝市教育支援委員会」という名称は本当に素晴らしいと思います。

それから、いろいろな文言を書いていますけれども、もう先ほども言いましたけれども、しっかりと主体がどこになっているかということがよくわかるようになって、理解しやすいと思っています。本当に有り難く思います。以上です。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

追加議案（４） 議第１５号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」

教育長 続きまして、追加議案（４）議第１５号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」事務局より説明をお願いいたします。

大西教育部次長。

大西教育部次長 それでは、議第１５号「市長と教育委員会との地方自治法第１８０条の２の規定に基づく協議について」の提案理由を申し上げます。

追加議案の６ページから９ページを御覧いただければと思います。

本案は教育委員会に委任し、及び教育委員会の事務局職員に補助執行させている市長の権限に属する事務につきまして、見直しを図るため、地方自治法第１８０条の２の規定によりまして、市長からの協議の依頼があったことから、議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、香芝市都市公園条例の一部を改正する条例が令和８年４月１日に施行されることに伴いまして、新たに有料公園施設が追加されることから教育委員会に委任されている事務を整理するとともに、その他所要の文言整理を行うものでございます。

何とぞ慎重に御審議の上、原案を可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問等はございませんか。

教育長 御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

追加議案（５） 議第１６号「香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）の策定について」

教育長 続きまして、追加議案（５）議第１６号「香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）の策定について」事務局より説明をお願いします。
大西教育部次長。

大西教育部次長 追加議案の１０ページを御覧いただくとともに、議案別紙追加のものを御参照いただければと思います。

 それでは、議第１６号「香芝市個別施設計画（埋蔵文化財調査棟）の策定について」の提案理由を申し上げます。

 本案は、平成２８年１１月に策定されました「香芝市公共施設等総合管理計画」を上位計画とした「香芝市公共施設再編計画」及び「香芝市公共施設保全計画」に基づく、埋蔵文化財調査棟の中長期的な施設整備の見通しを示した「香芝市個別施設計画」の策定についてお諮りするものでございます。

 本計画策定の主な目的といたしましては、本市における施設の総合的かつ効果的な整備の観点から、埋蔵文化財調査棟につきましても、これまで個別施設計画を策定できていなかったことから策定するものでございますが、その施設の在り方について検討するとともに、今後の施設の在り方の１つとして、維持だけではなくて、国の有利な財源を活用しながらも、例えば複合化していくことにつきましても、検討していくことを含めて計画に盛り込むため、このような個別施設計画を策定するものでございます。

 何とぞ慎重に御審議いただき、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

教育長 ただ今の説明に対しまして、何か御意見、御質問等ございますか。
大西教育部次長。

大西教育部次長 本題と全く関係ない話で大変恐縮ですが、今後、表紙であったり、字体等の変更があるかもしれませんけれども、この点だけ、御理解いただければと思います。

教育長 何か御意見、御質問等ございますか。
青木委員。

青木委員 埋蔵文化財の施設というのは、埋蔵文化財を収納していくところであって、非常にたくさんの量を長期的に保管していく、そしてそれを調査していくという、とても大変な作業だと感じております。ですから、プランを拡大、また新しくという部分もございましょうし、そういったことは、香芝市の文化財を守っていくためにも大切なことだと思いますので、しっかりとプランを立てていただいて、進めていただけたらと思っております。以上です。

教育長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして御異議はないでしょうか。

各委員 〔「異議なし」との声あり〕

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 7 その他

教育長 それでは日程に従いまして、その他として各課より報告があればお願いいたします。
市民図書館長。

市民図書館長 市民図書館から香芝市子ども図書館の開館日について御報告をさせていただきます。

香芝市子ども図書館開設の根拠規定である香芝市立学校図書館開放事業実施要綱の施行日は令和8年4月1日ですが、当日は同要綱第4条第1項の規定により休館日に当たります。しかし、香芝市子ども図書館整備計画では利用開始予定が令和8年4月4日とされており、それに基づいて改修工事等の日程が組まれ、各種作業が進められております。これらのことから、より万全な体制で香芝市子ども図書館の開館を迎えるため、香芝市立学校図書館開放事業実施要綱第4条第3項の規定により令和8年4月1日から4月3日までを開館準備として休館し、令和8年4月4日を開館日とさせていただきます。市民図書館からの報告は以上です。

教育長 何か御質問等はございませんか。
田中委員。

田中委員 香芝市子ども図書館の開館を楽しみにしておられる方もたくさんおられると思うので、出向かれて「閉館だった。」「まだ準備中だった。」ということのないように周知のほうよろしく願いいたします。

教育長 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんか。

教育長 そうしましたら、ほかに各課からございますか。
保育幼稚園課長。

保育幼稚園課長 保育幼稚園課から公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針について御報告をさせていただきます。

令和8年2月に策定されました香芝市学校施設等整備計画（個別施設計画）におきまして、五位堂小学校を改築する際に五位堂保育所及び五位堂幼稚園を認定こども園化し、各箇所を五位堂こども園とした上で五位堂小学校にそれを複合化するとされました。公立幼稚園及び公立保育所の再編等に関する基本方針におきましても、同様に方針を定めていくよう現在改正の準備をしているところでございます。改正に当たりまして、全ての就学前児童に安心して安全な教育及び保育環境を将来にわたって持続的に提供できるよう、また、公立保育所等が地域のセーフティネットとしての機能を確保できるよう検討を進めております。以上、御報告とさせていただきます。

教育長 ただいまの報告に対しまして、御意見、御質問等はございませんか。

教育長 ございませんか。

教育長 ほかに各課からの報告等ございましたらお願いいたします。
陀安教育部次長。

陀安教育部次長 学校教育課から報告をさせていただきます。香芝市立学校県費負担教職員の私有自動車等の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する条項について、令和8年4月1日付けで改正いたしますので、御報告をさせていただきます。
お手元の新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。
改正の内容といたしましては、私有自動車等の登録申請又は登録事項の変更を現在は旅行命令権者である学校長を経て市長が決裁をしておりましたが、改正後は旅行命令権者である、各学校長が決裁をすることといたします。
今まで学校教育課に書類を提出していただいておりますが、4月からは各学校での手続きをすることとなります。
また、併せて用字用語の整理も行っております。報告は以上です。

教育長 ただ今の説明に対しまして御意見、御質問等はございませんか。

教育長 ほかに報告がございましたら、よろしくをお願いいたします。
大西教育部次長。

大西教育部次長 すみません。先ほど、保育幼稚園課長から、公立幼稚園及び公立保育所の再編に関する基本方針についての御報告をさせていただいたところでございますが、その中におきまして、先般、香芝市学校施設等整備計画（個別計画）を、教育委員会会議でも、お諮りをさせていただいたものでございますが、先ほどの答弁の中で、五位堂小学校を改築する際に、五位堂保育所及び五位堂幼稚園を五位堂こども園とした上で、五位堂小学校にそれを複合化することを申し上げましたが、今、基本設計をさせていただいている中でございますので、最終的には来年度、詳細設計をさせていただく中で決まっていくものでございますので、その点だけ御留意いただければと思います。

教育長 ありがとうございます。

教育長 何か御質問はございませんか。

教育長 よろしいですか。

教育長 ほかに報告がございましたら、よろしくをお願いいたします。
教育部長。

教育部長 それでは、私からは3月3日から3月23日まで行われました令和8年3月第2回香芝市議会定例会の概要につきまして、報告をさせていただきます。
まずは補正予算でございますが、令和8年第2回香芝市教育委員会会議2月定例会にて可決いただきました「令和7年度学校施設環境改善交付金」につきまして、事業費総額20億2,580万円を提案いたしまして、手続きをしましたものでございますが、こちらは令和7年度補正予算ということで、令和8年度繰越事業ということで委員会付託せずに本会議で可決いただきました。これは私どものほうから議会に対して1日も早く予算を確定して、早期の発注、契約を行いたいということで、繰越事業でございますので、そういった旨を議会へお願いしまして、本会議の初日に採決いただいたものでございます。
代表質問・一般質問につきましては、まず代表質問は3名の議員から、一般質問は4名の議員から御質問を頂戴いたしました。

主な内容でございますが、まず代表質問としましては、中山議員から、4月からの小中学校の給食費無償化に当たり、不登校により学校給食が喫食できない児童生徒にどのような対応をするのかということと、文化庁が実施する学校における文化芸術鑑賞体験推進事業について御質問をいただきました。青木議員から、子どもや青年たちのスケートボードの使用場所について御質問をいただきました。野口議員から子どもたちの自己肯定感及び自己有用感と教育課題について御質問をいただきました。

続いて一般質問でございますが、上田井議員から小中学校施設の鍵に関する対応について、休日に小中学校施設を使用する場合の施錠解錠についてどのようにしているのかというところ。小西議員からは、中学校の部活動の地域展開について。こちらのほうも4月から始まるわけですが、そちらの状況について御質問いただきました。中井議員からは、学校施設等の整備事業について、志都美小学校及び五位堂小学校の改築について御質問をいただきました。清川議員からは、体験格差、教育格差についてということで、自主校外学習推進制度ですね、いわゆる「ラーケーション制度」、こちらの利用状況について御質問いただきました。

委員会ですけれども、総務建設委員会では年度末に当たっての令和7年度予算の減額補正について、提案し、可決いただきました。あと福祉教育委員会では令和8年第2回香芝市教育委員会会議2月定例会で可決いただきました学校医の報酬改定、こちらを提案し、可決いただきました。

あと、3月ですので予算特別委員会でございますが、教育費の歳出予算につきましては、令和7年度予算61億5,550万8,000円に対し、令和8年度は43億9,102万1,000円、令和7年度に対しまして17億6,448万7,000円の減でございましたが、減額となった主な要因としましては、令和8年度に予定していた、先ほど冒頭で言いました令和7年度の補正予算、学校施設の改修、こちらが7年度の前倒し事業として国の令和8年度の前倒し事業として組んだ予算が可決されたこと、それと令和7年度について小中学校の学習用端末の更新。こちらの備品購入費が大きくなったことで、そういったことから令和8年度の予算は令和7年に比べて減額となったものでございます。予算特別委員会の主な質問でございますが、二十歳を祝う会のギフトについて、申込期限が少し短すぎるのではないかと、ということで延長の改善の要望がありました。それと、市民図書館の障害者向けのコーナーを過ぎたところの、現状について。五位堂小学校の改築に当たって、戦没者の慰霊碑がございますので、それについて、今現在、遺族会との協議中でございますが、どのようになっているのかということをお聞きいただきました。

あと令和8年度の教育委員会の新規事業でございますが、五位堂小学校の改築事業としまして、詳細設計委託費が1億8,200万円。同じく志都美小学校の改築事業で詳細設計委託料を9,040万円、三和小学校の改築事業として、基本設計委託料を2,510万円。修学旅行の補助事業として2,400万円。学校環境改善事業3,930万円。こちらにつきましては、教職員の什器の更新ですね。机等の什器更新。そして真美ヶ丘西小学校の児童用ロッカーの改修。こちら2件を新規事業として進めております。香芝市小中学校給食費無償化事業として、4億2,256万円。中学校部活動地域展開事業としまして、5,430万1,000円。こちらも新規事業として可決いただいたものでございます。各委員からいただきました御質問、御指摘につきましては真摯に受け止め、今後、教育行政に生かしてまいりたいと考えております。私からの3月議会の報告については以上でございます。

教育長

ただ今の報告に対しまして、御意見、御質問等はございませんか。

教育長 ございませんか。

日程 8 閉会の宣告

教育長 本日の案件は全て終了いたしました。これもちまして、令和 8 年第 3 回香芝市教育委員会会議 3 月定例会を閉会といたします。委員の皆様におかれましては、慎重に御審議いただきありがとうございました。以上で散会といたします。

(午後 0 0 時 0 5 分 終了)